

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

平成27年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の資格の管理、保険税の賦課・徴収管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格取得・喪失の管理 ②保険税の賦課・徴収 ③保険の給付 ④保健事業
③システムの名称	国民健康保険システム・国民健康保険税システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格・給付関係ファイル、国民健康保険税課税業務ファイル、収納消込業務ファイル、滞納整理業務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 番号法第9条第1項、別表第一の16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） 第16、24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号、別表第二の27、28、42、43、44、45、46の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） 第20、21、25、26条 (情報提供) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（別表第二省令） 第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課、健康福祉部 健康推進課
②所属長	税務課長、健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 菊池市限府888 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市限府888番地 菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208 健康福祉部健康推進課 国保医療給付係 0968-25-7218

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる